

パッケージ版Garoon連携サービス利用規約

株式会社ノベルワークス(以下、「ノベルワークス社」)は、会員がノベルワークス社が提供するパッケージ版Garoon連携サービス(以下、「本サービス」)の利用をお申込みされた時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。本規約の他、本サービスのご利用につき各サービスに個別の規約、ガイドライン、ポリシー等が付加される場合があります。各サービスご利用の際にご確認ください。本サービスは、サイボウズ株式会社(以下、「サイボウズ社」)が提供する大企業向けグループウェア『Garoon(パッケージ版)』(以下、「Garoon」)上で動作するサービスです。

第1条 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- 「会員」とは、本規約を承認のうえ、ノベルワークス社所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・個人事業者、団体および、ノベルワークス社によって本サービスのご利用を許諾された方をいいます。
- 「Garoon」とは、サイボウズ社が提供する業務改善サービスです。本サービスは、Garoon上で提供されるサービスであり、Garoon環境が必須となります。
- 「Garoonユーザー」とは、Garoonにログインするために必要となるユーザーのことで、有償、無償を問わず、会員の管理のもと、本サービスを利用または試用するユーザーとして会員が設定した人をいいます。
- 「端末設備」とは、本サービスの利用に必要な端末設備、その他通信設備および通信網であって、会員ならびにGaroonユーザーご自身が設置またはノベルワークス社以外の第三者と契約するものをいいます。
- 「サービスアカウント等」とは、ログインするためのIDおよびパスワード(以下、「ユーザーアカウント」といいます。)、メールアドレス、アクセスURL、その他Garoonユーザーが本サービスおよび、Garoonにアクセスする際に必要となる情報をいいます。

第2条 申込み

- ノベルワークス社は、会員がお申込みされる各サービスに、本規約に基づく契約(以下、「本サービス契約」といいます。)を締結します。
- 本サービス契約のお申込みをされる場合は、会社名、会員氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お申込みの内容を特定するためにノベルワークス社が指定する事項(以下、併せて「会員情報等」といいます。)について、ノベルワークス社が指定する方法でノベルワークス社に対してご提出いただきます。また、ノベルワークス社からのサービスを受けるために必要なアカウント情報等についても同様にご提出いただきます。なお、これらの事項について、その事実を証明する書類をノベルワークス社に対して提示いただく場合があります。
- 会員がノベルワークス社に申込みの代行を依頼した場合に限り、ノベルワークス社は書面もしくはメールにて会員の承諾を得た上で、会員に代わり申込みを実施することができるものとします。
- ノベルワークス社は、本サービス契約の各お申込みについて、各事項等を確認審査する場合があります。また、ノベルワークス社は、事前に会員に電話連絡をとり内容確認を行ったうえで承諾する場合があります。従って、必ずしもお申込み順に承諾されるものではありません。
- ノベルワークス社は、各お申込みが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスのお申込みを承諾しない、または当該契約を解除することができるものとします。

- 1) 不実の内容にて申込みが行なわれた場合

- 2) 該当申込み者が、過去にノベルワークス社が提供する各サービス等において契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとノベルワークス社が判断した場合
- 3) 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとノベルワークス社が判断した場合
- 4) その他ノベルワークス社が業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

第3条 無償試用

- 会員は、試用期間中、別途ノベルワークス社が定める範囲において、各サービスが無償でご試用いただくことができます。
- 試用期間は、別途各サービス上で通知した期間とします。試用期間を経過してもなお継続して利用される場合には、会員は別途有償サービスの正規利用の申込みを行った上で、ノベルワークス社から利用権を取得しなければなりません。それ以外のいかなる場合においても、試用期間を経過して試用または利用することはできません。
- 会員が本サービスの有償利用の申込みを希望する場合は、別途本サービス上で通知する正規利用の申込み方法に従い、申込みの手続を行うものとします。なお、会員がノベルワークス社に有償利用の申込みの代行を依頼した場合に限り、ノベルワークス社は書面もしくはメールにて会員の承諾を得た上で、会員に代わり有償利用の申込みを実施することができるものとします。

第4条 β版製品の利用

- β版製品は、試使用と性能向上を行うテストを目的としているため、その性質上、誤動作など正常ではない不具合が含まれる可能性があります。
- β版製品は、性能向上のために利用者に予告なく、仕様ならびに操作方法などの変更を行う可能性があります。
- 利用者はβ版製品の利用を開始した日から、製品が正式にリリースするまでの期間、本製品を無料で利用することができます。なお、正式な製品のリリースは当社Web サイトページで告知し有料製品に切り替えます。
- 当社は、本製品を通じて発生する利用者のデータ等の保管義務を負わないものとし、いかなる責任も負わないものとします。
- メンテナンスおよびサービス内容変更のための本サービス提供の中止による利用者の逸失利益その他の損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第5条 サービス期間

- 本サービスの有償利用時のサービス期間は、1ヶ月単位とします。
- 本サービスの有償利用期間中に終了および変更の依頼申込みが無ければ、翌月以降も同一内容で更新されるものとします。
- 別段の定めがある場合を除き、有償利用期間中の途中解約はできません。

第6条 有償サービス利用料金

- 本サービスの有償利用料金の課金方法及び有償利用期間については、別紙「パッケージ版Garoon連携サービス有償利用課金方法のご案内」に定めるとおりとします。
- 本サービスの有償利用時のご利用料金は、各サービスのライセンスによって変わります。利用料金の詳細につきましては、ホームページ等の価格表をご確認ください。また、有償サービスの提供を受けるにあたり初期費用が別途かかる場合があります。なお、有償サービスのご利用にあたり、Garoonの使用料、通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金 お支払いの際に必要な振込手数料、送金手数料その他の費用につきましては、お客様のご負担となります。その他発生する通信関係費用等については、当該利用料金には含まれません。お客様 ご自身が、別途通信事業者に対してお支払くだ

- さい。
- 契約時にキャンペーン価格が適用される場合は、適用期間経過後は通常料金になることをご了承ください。
 - 会員はサービス期間に応じて、個別に定める支払期日までに該当利用料金を支払うものとします。
 - 会員が、個別に定める支払期日までに本条に定めるサービス料金その他の債務を支払わないときは、あらかじめその理由および提供停止日を通知した上で本サービス契約を解約し、有償サービスの提供を停止します。なお、会員の利用料金は有償サービスの提供を停止した月も発生し、提供停止日が有償利用期間中である場合でも、日割りによる減額、返金等は一切行いません。別段の定めがある場合を除き、既に支払われた利用料金についての返金等は一切行いません。

第7条 利用料金の支払い方法

- 会員は、利用料金の支払いにおいて、別紙「Garoon連携ソリューション有償利用課金方法のご案内」に定めるいずれかの方法を選ぶものとします。ただし、利用するサービスプランによっては、利用できない支払方法がある場合があります。

第8条 ライセンス変更、終了

- 有償サービスのライセンス変更または終了の取扱いは、以下のとおりとします。別段の定めがある場合を除き、会員は有償サービス期間中のライセンス変更、終了はできないものとします。ライセンスの変更、終了を希望する場合は、会員は有償サービス期間終了日の5営業日前までにノベルワークス社指定の方法で、ノベルワークス社に通知するものとします。ノベルワークス社は、通知いただいた月の翌月の有償サービス期間満了日で終了または翌月の有償サービス期間満了日から変更後の内容に基づく利用料金を適用するものとします。

第9条 各種連携ソリューション・テンプレートアプリ

- 会員は本規約に定める手続きにより、ノベルワークス社の提供する各種連携ソリューションを利用することができます。ただし、GaroonAPIを利用している連携ソリューションを利用する場合は、サイボウズ社が定める利用回数やデータ転送量などが所定の基準を超え、サイボウズ社が当該会員に対する利用制限等が必要と判断した場合には、APIの利用回数・利用時間帯、利用可能なデータ転送量について制限を設けられる場合があります。また、さらなる対応が必要とサイボウズ社が判断した場合には課金を行うことがあります。利用制限または課金の詳細についてはサイボウズ社が別途定める規定に従うものとします。
- 会員は、各種連携ソリューションおよび、会員または第三者が作成したJavaScriptファイル等のスクリプトを、会員の判断と責任の下でご利用になるものとします。会員のこれらのご利用により発生する、性能への影響や結果について、ノベルワークス社はいかなる責任も負いません。

第10条 会員情報等の変更

- 会員の情報等について変更が生じた場合については以下のとおりとします。
 - 1) 会員は、会員情報等に変更が生じた場合、そのことを速やかにノベルワークス社に届出なければなりません。
 - 2) 前号の届出があった場合、会員はノベルワークス社に対し、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただく場合があります。
 - 3) 会員から会員情報等の変更に関する届出があった場合は、それ以後、ノベルワークス社から会員に対する連絡、通知等は、変更先に対して送付または送信されるものとします。本条第1号の届出なく会員の情報等が変更された場合、ノベルワークス社が変更前の連絡先に対して通知、連絡したこ

と、また会員と連絡がとれなかったことに起因して、会員ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても、ノベルワークス社は一切責任を負いません。

第11条 会員情報等の利用

- ノベルワークス社は会員より提出された会員情報等を善良な管理者の注意を持って管理し、本条その他において別段の定めがある場合を除き、会員の書面による承諾を得ることなく、本サービス以外の目的のために利用あるいは複製し、または第三者に利用させ、もしくは開示、漏洩いたしません。
- ノベルワークス社は、会員の情報等を次の目的のために利用します。
 - 1) 本サービスの提供・管理・運営のため
 - 2) 会員がご利用するにあたり必要な連絡をするため
 - 3) キャンペーン、アンケート等、広告配信、その他製品、サービス等に関するお知らせ等を送付するため(なお、当該お知らせ等を送付されることを希望しない旨ご連絡があった場合は以降送付いたしません)
 - 4) キャンペーンやアンケート等に伴う景品等の発送のため
- 会員の情報等を用いた手段による連絡がつかない場合、または情報等の緊急性・重要性が高い場合、ノベルワークス社は、自己判断によりやむを得ず会員が利用する本サービスの一部の機能を利用してそれらの情報等を会員に連絡することができます。なお、それらによっても会員と連絡がとれない場合、ノベルワークス社は連絡しなかったことによる責任は一切負わないものとします。
- ノベルワークス社は、以下の場合、会員の情報等を第三者に開示、公開することがあります。
 - 1) 本サービスにおいて、提携先が提供するサービスが含まれている場合に当該サービスに関し、会員からのお問合せ等に対して調査、回答等を要するため、会員の情報等を当該提携先に対して開示する場合
 - 2) 会員が、ノベルワークス社が提供する本サービスに加えて、提携先が提供するサービスにお申込をされる場合、当該お申込に必要な会員の情報等を当該提携先に対して開示することがあります。
 - 3) 法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手續上必要とされる場合、ノベルワークス社、提携先、他の会員、または第三者の権利を保護するために必要な場合等、ノベルワークス社が必要と判断した場合
- 上記の他、会員の情報等に含まれる個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーの定めに従うものとします。

第12条 設定維持

- 会員は、本サービスのご利用に際して必要となる端末設備の設定および使用環境条件が、ノベルワークス社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持するものとします。なお、当該設定、維持は会員の責任と費用をもって行なってください。

第13条 保存データの取扱い

- ノベルワークス社は、会員の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えて会員およびGaroonユーザーが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報(以下、「保存データ」といいます。)を任意でバックアップできるものとします。
- ノベルワークス社は、本サービス契約終了に伴い、ノベルワークス社の別途決定する保管期間の経過後、保存データを削除します。本サービス契約終了後は、保存データについて、その保管、削除、バックアップ等に関して会員または第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。
- ノベルワークス社は、以下の目的によるとノベルワークス社が判断した場合を除き、保存データに対し、監視およびアクセスを行うことはありません。
 - 1) サービスシステムの安全な運営のため

- 2) 本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため
 - 3) 本サービスのサポート上の問題に関連して会員からノベルワークス社に要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため
- 各サービスのご試用の場合、ノベルワークス社は会員の承諾を得ることなく、当該サービスの改良のために一部の保存データを削除することができるものとします。
 - ノベルワークス社は、会員の承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、以下に掲げる場合に該当するとノベルワークス社が判断した場合については、会員の承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。
 - 1) 法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手續上必要とされる場合
 - 2) ノベルワークス社、提携先、他の会員、または第三者の権利を保護するために必要な場合
 - 本サービスの一部の機能として、提携先のサービスと連携する機能があります。会員が当該機能をご利用になる場合には、当該機能の利用において登録されたデータが提携先に提供される場合があります。

第14条 サービスアカウント等

- 会員およびGaroonユーザーは、サービスアカウント等がノベルワークス社から発行された場合には、ご自身が責任をもって厳重に管理し、Garoonユーザー以外の第三者に公表、漏洩、流布しないようにしてください。
- サービスアカウント等がGaroonユーザー以外の第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合は、直ちにノベルワークス社に対してその旨を連絡してください。ノベルワークス社は当該連絡を受け付けた営業日に直ちに該当のサービスアカウント等の停止措置を行なうよう努力します。なお、これらの措置が正常に行なわれたことを確認した後、新たなサービスアカウント等の発行手続を行いません。
- サービスアカウント等の内容がGaroonユーザー以外の第三者に知られたことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、ノベルワークス社は一切責任を負いません。

第15条 サービスの停止

- 本サービスは、サービスを安定して提供するために定期メンテナンスを行います。定期メンテナンス時にはシステムの一時停止や一部機能が利用できないことがあります。
- ノベルワークス社は以下の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
 - 1) 本サービス、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
 - 2) 本サービスに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であるとノベルワークス社が判断したとき
 - 3) データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、会員、第三者等が著しい損害を受ける可能性をノベルワークス社が認知したとき
 - 4) 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービス、その他の公共サービスの提供が停止されることで、本サービスの提供が困難になったとき
 - 5) 地震・津波・台風・落雷その他の天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
 - 6) その他、ノベルワークス社が本サービスの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合
- ノベルワークス社は会員および第三者からの緊急停止要請に関して原則としてこれを受け付けません。
- ノベルワークス社が本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことにより会員、および第

三者が損害を被った場合も、ノベルワークス社は一切の賠償責任を負いません。

第16条 サービスの廃止

- ノベルワークス社は本サービス契約に基づく各サービスの提供の全部を廃止することができます。なお、この場合、ノベルワークス社は会員に対して、当該廃止予定日より3ヶ月以上前に、ノベルワークス社が提供する手段により、通知するものとします。

第17条 制限・禁止事項

- 会員は本サービスまたはサービスアカウント等の利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。
 - 1) 第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
 - 2) サービスアカウント等のGaroonユーザー以外への複製、頒布および貸与、第三者への送信、リース、担保設定
 - 3) テンプレートアプリを自己の使用の範囲を超えて複製、改変、頒布、公衆送信、送信可能化する行為
 - 4) 本サービスに関連するドキュメントやプログラムの修正、翻訳、変更、改造、解析
 - 5) ノベルワークス社の許諾なく派生サービスを作成し配布する行為
 - 6) ノベルワークス社、提携先、他の会員、または第三者の知的財産権等を侵害する行為
 - 7) ノベルワークス社、提携先、他の会員、または第三者の財産・信用・名誉等を毀損する行為および、プライバシーに関する権利、肖像権その他の権利を侵害する行為
 - 8) ノベルワークス社および第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - 9) 公序良俗に反する行為
 - 10) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
 - 11) ノベルワークス社、提携先、他の会員、または第三者のサイトを装ったフィッシング行為
 - 12) 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
 - 13) 本サービスに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対して電子メールを配信する等の行為
 - 14) 本サービスおよびノベルワークス社が提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
 - 15) 本サービスおよびノベルワークス社が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為またはそのおそれのある行為
 - 16) その他、ノベルワークス社が不適切と判断する行為
- ノベルワークス社は、会員による本サービスまたはサービスアカウント等の利用が、前項各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供またはサービスアカウント等の利用の停止、その他ノベルワークス社が必要と認める措置を行うことができるものとします。なお、サービスアカウント等の利用停止に伴い、ノベルワークス社が必要と認める場合には、代替アカウント等を発行するものとします。
- ノベルワークス社は、前項の停止措置をとったことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、ノベルワークス社は一切責任を負いません。

第18条 保証範囲

- ノベルワークス社は、本サービスの提供にあたり、本規約第15条(サービスの停止)に定める場合を除き、ノベルワークス社の過失により、連続24時間を超えて本サービスが停止しないことを、会員に対して保証するものとします。当社が保証事項に違反したことを確認できた場合であって、会員からの請求があった場合には、当社の選択により、違反事実が発生した月の翌月以降のサービス料金の減額、サー

ビス期間の延長または違反事実が発生した月のサービス料金の全部もしくは一部の返金を行うものとします。この場合のサービスの減額料金、延長期間または返金額は、本サービスの停止時間について24時間毎に日数を計算し、その日数相当分から最大1ヶ月分までの間でノベルワークス社が決定するものとします。

- 前項の定めに関わらず、本サービス停止の原因が、以下のいずれかに該当する場合には、保証の対象とはなりません。
 - 1) 会員ご利用のサービスが、各サービスの試用版である場合
 - 2) 端末設備に起因する場合
 - 3) その他、当社の責に帰すべき事由によらない場合
- 本条第1項または前項に基づく請求は、当該違反事実の発生した日から60日以内に、本サービス利用料の支払いを証明する書面ならびに当該違反事実の内容および発生日を証明する書面を添えて行うものとします。
- ノベルワークス社は、本サービス上に展開されるサービスにおいて、ノベルワークス社から提供されたサービスに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合、改修を行います。ただし、ノベルワークス社から提供されず、他社から提供されているサービスであった場合や、Garoonそのものの瑕疵であった場合等ノベルワークス社に起因しない場合は、その限りではありません。

第19条 責任の制限

- 本サービスに関し、ノベルワークス社または本サービスの供給者に損害賠償責任が生じた場合の上限は、会員に損害が発生した月に係る利用料の1ヶ月分相当額とします。但し、いかなる場合であっても、ノベルワークス社は、会員その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じた他のサービスを利用したこと、または利用しなかったことにより発生した営業価値・営業利益の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の間接的、偶発的、特殊的、付随的、結果的または懲罰的損害について責任を負いません。ノベルワークス社がそのような損害発生の可能性について事前に知らされていた場合、および直接損害の発生がノベルワークス社の責めに帰すべき事由によらない場合も同様とします。なお、会員ご利用のサービスが、各サービスの試用版等である場合は、その損害がノベルワークス社の責に帰すべき事由によるか否かに関わらずノベルワークス社または本サービスの供給者は一切責任を負いません。
- 会員が本サービスの利用を通じて、ノベルワークス社または第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、ノベルワークス社に対しいかなる補償・補填も請求し得ないものとします。
- 本サービスの利用を通じて、会員と第三者との間で紛争が生じた場合、会員の責任において当該紛争を解決するものとし、タイムコンシェルに対し、仲裁、照会その他のいかなる請求もできません。また、かかる紛争に関連して、会員の故意または重過失により、ノベルワークス社が当該第三者への賠償その他の損害(弁護士費用を含みます。)を被った場合、ノベルワークス社は会員に対し、当該損害額について求償できるものとします。

第20条 知的財産権等

- 本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。)は、ノベルワークス社およびその供給者に帰属します。本サービス、本サービスに関する図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、会員およびGaroonユーザーはこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財

産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第21条 契約解除

- 会員が以下の項目の1つにでも該当した場合、ノベルワークス社は、会員に対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除することができます。
 - 1) 会員が本規約の条項および条件の1つにでも違反した場合
 - 2) 申込み事項に不実虚偽の記載または記入漏れがあった場合
 - 3) ノベルワークス社の業務遂行およびサービスシステム等に支障を及ぼした場合、またはそのおそれのある行為を行なった場合
 - 4) 破産、会社更正手続、民事再生手続の申立を受け、または自ら申立てた場合
 - 5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
 - 6) 長期間にわたり当社から会員への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合
 - 7) その他ノベルワークス社が別に定める場合
- 本サービス契約が解除された場合、サービスアカウント等については以降一切使用することはできません。なお、これらについて、ノベルワークス社が返却・廃棄を要求した場合、会員はノベルワークス社に従わなければなりません。また、会員が登録されたデータ、ファイル、その他一切の情報についても、以降一切、使用、閲覧等を行なうことはできません。

第22条 反社会的勢力との関係を理由とする契約解除

- 会員は、ノベルワークス社に対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること
 - 5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ノベルワークス社は、前項の表明・確約に反して、会員または会員の役員もしくは会員の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービス契約を即時解除することができるものとします。
- 前条第2項の規定は、前項によりノベルワークス社が本サービス契約を解除した場合に準用されるものとします。

第23条 譲渡・担保設定の禁止

- 会員は本サービスの提供を受ける権利を譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とすることのいずれも行なうことはできません。但し、別途ノベルワークス社と契約を締結した場合はその契約に準じるものとします。

第24条 準拠法・裁判管轄

- 本約款は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- 本約款または本サービスに関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに会員もノベルワークス社も合意するものとします。

第25条 内容、規約の変更

- ノベルワークス社は会員の認識如何に関わらず、本規約または本サービスの内容等を変更および一部廃止することがあります。この場合には、本規約またはサービス内容は、変更後の内容によります。本規約の内容を変更する場合には、事前に本サービス上で通知等することにより、会員にご連絡したものとします。ただし、文言の修正等、会員に不利益を与えるものではない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略することができるものとします。会員が変更内容に同意されない場合は、ノベルワークス社は本サービスの提供を継続する義務を負わず、会員は、変更が有効になる前に本サービスを解約し、ご利用を中止しなければなりません。解約されない場合、新しい契約条項が会員に適用されます。

第26条 その他

- 各サービスの利用に関して、本規約と異なる条項の利用規約が提示された場合は、会員による各サービスの利用には、本規約が優先して適用されるものとします。本規約は、本サービスの利用に関する両当事者間での唯一の合意であり、両当事者の署名または記名および捺印ある書面によってのみ変更することができます。
- その他、本規約に定められていない内容であっても、サイボウズ社のcybozu.com利用規約に定めのあるものは、これに準じるものとします。

令和2年4月5日制定
令和2年7月29日改定

(別紙)

パッケージ版Garoon連携サービス有償利用課金方法のご案内

この度は、株式会社ノベルワークスが提供するGaroon連携ソリューションサービスのご利用申込をいただき、誠にありがとうございます。有償サービス利用時の課金方法及びサービス期間についてご案内いたします。有償サービスお申込みの場合は、次のいずれかの課金方法をお選びくださいますよう、お願い申し上げます。

1. 請求書払い(クレジットカード決済)

- 有償サービス申込後、当社より請求書を発行いたしますので、当社が指定する期日までにクレジットカード決済の手続きをいただきます。
- 有償サービスの申込をされた当月は無償利用となります。有償サービス期間は申込日の翌月1日から翌月末日までです。
- 有償サービス申込後、連携ソリューションのアクティベート処理は、当社の営業日に行います。
- 請求書は、お申込みフォームの請求書送付先に記載された方に送付いたします。「請求書宛名」は送付先のご指定に関わらず、申込書のお申込者のお名前、ご住所とさせていただきます。

2. 請求書払い(銀行振込)

- 有償サービス申込後、当社より請求書を発行いたしますので、当社が指定する期日までに当社の指定する銀行口座にお振込みいただきます。なお、振込にかかる手数料等は会員の負担とします。
- 有償サービスの申込をされた当月は無償利用となります。有償サービス期間は申込日の翌月1日から翌月末日までです。
- 有償サービス申込後、連携ソリューションのアクティベート処理は、当社の営業日に行います。
- 請求書は、お申込みフォームの請求書送付先に記載された方に送付いたします。「請求書宛名」は送付先のご指定に関わらず、申込書のお申込者のお名前、ご住所とさせていただきます。